

平成30年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	6	府省庁名 スポーツ庁
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）	
要望項目名	引退後のアスリートに対する経済的支援に係る税制上の所要の措置	
要望内容（概要）	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>アスリートが引退後のキャリアについて、学び直しや就職、生活費等に不安を抱えることなく競技に専念できる環境をつくるため、企業や個人による資金供出を促進し、民間受託機関と協力しつつ、引退後のアスリートの修学や職域開拓、生活基盤作りを支援する。</p> <p>・特例措置の内容</p> <p>企業や個人から提供される資金を民間受託機関において運用し、引退後のアスリートに対して支給するに当たり、引退後のアスリートが受け取る資金について税制上の所用の措置を講ずる。</p> <p>これによりアスリート本人の所属企業、スポーツ団体等が連携し、引退後のアスリートを一定期間支援する体制の構築を図る。</p>	
関係条文	<p>●所得税法 第九条 第一項 第十五項</p> <p>●地方税法の施行に関する取扱いについて（道府県税関係）（平成22年4月1日 総税都第16号）</p> <p>●地方税法の施行に関する取扱いについて（市町村税関係）（平成22年4月1日 総税市第16号）</p>	
減収見込額	<p>[初年度] (-) [平年度] (-)</p> <p>[改正増減収額] (単位：百万円)</p>	
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>トップアスリートの引退後の学び直しや就職までの負担を軽減することにより、現役中におけるアスリートの競技への専念を後押しするとともに、アスリートが自身のマネジメント能力や目標設定・遂行能力を発揮し、引退後も社会で活躍するモデルとなることで、トップアスリートを志す選手が安心して競技に打ち込める環境の創出を目指す。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>トップアスリートは、スポーツの価値や魅力を社会に伝える上で重要な役割を果たす。スポーツ基本法の前文では、「スポーツ選手の不断の努力は、人間の可能性の極限を追求する有意義な営みであり、こうした努力に基づく国際競技大会における日本人選手の活躍は、国民に誇りと喜び、夢と感動を与え、国民のスポーツへの関心を高めるものである。これらを通じて、スポーツは、我が国社会に活力を生み出し、国民経済の発展に広く寄与するものである。」とされている。各競技のレベルは年々向上しており、国際競技大会等の舞台で活躍するためには、他の仕事をしながらではなく、フルタイムで競技に専念できる環境が求められている。</p> <p>一方、そうしたトップアスリートのうち、約半数が現役中から金銭面に不安を抱えているほか、約6割がセカンドキャリアへの不安を抱いている。中でも、引退後における就職先（47.4%）やビジネス社会における能力（39.2%）は大きな不安要素として挙げられている。</p> <p>また、競技団体においても、引退後のアスリートに対する支援として、学生アスリートの卒業後の所属先（就職・就業先）を紹介する制度を設けている団体が約1割程度であり、その他の支援も十分な対応ができておらず、約半数の団体が取り組んでいる施策がないという実態がある。</p> <p>スポーツ基本法の理念実現に向けて、アスリートが引退後のキャリアについて、学び直しや就職、生活費等に不安を抱えることなく競技に専念できる環境をつくるため、企業や個人による資金供出を促進し、民間受託機関と協力しつつ、引退後のアスリートの修学や職域開拓、生活基盤作りを支援していく必要がある。こうした支援の仕組みをより効果的なものとするために、資金を受け取るアスリートに係る所得税等の扱いといった税制上の課題を解消するため、本件要望を行うものである。</p>	
ページ		6—1

本要望に 対応する 縮減案	
---------------------	--

ページ	6—2
-----	-----

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<ul style="list-style-type: none"> ○ スポーツ基本法（平成 23 年法律第 78 号） ○ スポーツ基本計画（平成 29 年 3 月 24 日） ○ 文部科学省の使命と政策目標 ○ 未来投資戦略 2017（平成 29 年 6 月 9 日閣議決定）
	政策の達成目標	アスリートの競技力向上及び引退後の活躍に向けた環境整備
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	JOC（日本オリンピック委員会）及び JPC（日本パラリンピック委員会）が定める強化指定選手約 2000 人
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	国民に夢や希望を与えるため、日々過酷なトレーニングに自身の時間を費やしているトップアスリートが、引退後も社会で活躍できる環境を整えることは、本人が現役中に競技へ専念できる環境の充実や、今後、トップアスリートを目指す者たちが安心して競技に飛び込める環境の整備につながり、これによりさらに優秀な成績を収めることで、国民のスポーツへの関心を高め、スポーツ実施率の向上やスポーツによる地域・経済の活性化を達成することにつながる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	スポーツキャリアサポート戦略（37,606 千円） スポーツ団体・大学・企業スポーツクラブ等の関係者が連携・協働して支援する体制（コンソーシアム）を構築・運営するとともに、企業とのマッチングや好事例展開等を通じて現役引退後のキャリア形成支援を実施する。
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	予算措置においては、官民一体となったアスリートのキャリア形成支援体制を構築するほか、アスリートのセカンドキャリアにおいて参考となるようなモデルケースの形成や情報の提供を行う一方、本要望はセカンドキャリア形成における経済的な負担の軽減を目指すものである。
	要望の措置の妥当性	国民に夢や希望を与えるため、日々過酷なトレーニングに自身の時間を費やしているトップアスリートが、引退後も社会で活躍できる環境を整えることは、本人が現役中に競技へ専念できる環境の充実や、今後、トップアスリートを目指す者たちが安心して競技に飛び込める環境の整備につながり、これによりさらに優秀な成績を収めることで、国民のスポーツへの関心を高め、スポーツ実施率の向上やスポーツによる地域・経済の活性化を達成することにつながる。
	ページ	6—3

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—